

議案第 1 1 2 号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 個人番号を利用することができる事務として、心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成事業に関する事務を追加するとともに、当該事務において利用することができる特定個人情報をも定める必要があるため、本案を提出する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部に次のように加える。

25 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務 であって規則で定めるもの
--

別表第2区長の部に次のように加える。

30 心身障害者世帯に対する福祉電話 使用料の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって 規則で定めるもの
	住民票関係情報であって 規則で定めるもの
	生活保護関係情報であっ て規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。